

6月は環境月間です

現在、地球温暖化や廃棄物の不法投棄などをはじめとする問題により、私たちの生活の基盤である環境がますます破壊、汚染されていくことが懸念されています。

「環境基本法」では、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高める日として「環境の日（6月5日）」が定められており、国民一人ひとりが自らの生活・行動を見直し、できることから環境問題に取り組む活動が求められています。

毎月第4土曜日は『平田村環境美化の日』

ごみのない快適な村づくりを目指し、一人ひとりがきれいな村づくりを実践していくために、本村では毎月第4土曜日を「平田村環境美化の日」として定めています。

住宅周辺の美化活動やごみ収集所周りの清掃活動等にご協力をお願いします。

廃棄物の不法投棄をなくそう！

○不法投棄ってなに？

家庭や事業所でいらなくなった物を、

- ①捨ててはいけない場所に捨てること
- ②捨ててはいけない物を捨てること
- ③捨ててはいけないときに捨てること

は法律で禁止されています。

違反した場合、5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金に処せられることがあります。（法人は、3億円以下の罰金。未遂行為も対象となります。）

不法投棄は、景観の悪化、害虫の発生、さらには有害物質が土壌や地下水を汚染する可能性があるなど、生活環境に大きな影響を引き起こし、元の状態に回復させるには、莫大な費用と長期の時間が必要になります。

平田村の豊かな自然を守るため、不法投棄は絶対にやめましょう。



6月はシートベルト着用強化月間

毎年6月1日から30日までの1か月間は、シートベルト着用強化月間です。後部座席を含めた全ての座席で、シートベルトとチャイルドシートの正しい着用を徹底し、交通事故発生時における被害の防止・軽減を図りましょう。



シートベルトをしていないと、3つの危険があります！

1 車内で全身を強打する。

時速60kmで壁などに衝突すると、高さ14mのビルから落ちるのと同じ衝撃を受け、全身がハンドルや前席、天井などにたたきつけられることになります。

2 車外に放り出される。

衝突の勢いが激しいと、車外に放り出され、路面に体を強打したり、後続車にひかれる可能性があります。

3 同乗者に被害を与える。

衝突の勢いで、後部座席同乗者が前の座席にぶつかり、前の席の人がシートとエアバックに挟まれ、頭に大けがをする危険性があります。

～いつまでも きれいな川で～

河川クリーンアップ作戦にご協力ください

7月5日(日)、村内一斉に河川クリーンアップ作戦を実施します。

ふるさとの川を大切に、清らかな水辺環境を守るため、今年も美化活動にご協力をお願いします。



昨年の美化活動の様子です

地域整備課 ☎55-3116

法務局相続登記 Q & A

Q 親から土地を相続したが、お隣の境界が分からない場合どうすればいいのですか？

A 最寄りの法務局、市町村に備え付けてある公図（地図）を取得して土地の形状や境界線について確認してください。もし、以前に測量（分筆登記等）をした経緯があるなら、法務局に地積測量図が備え付けてある場合がありますので、それ取得して境界線や境界杭等をご確認ください。それでも分からない場合は、最寄りの土地家屋調査士に相談の上、「境界の復元測量」を依頼してください。万一、隣接者と境界不明でトラブルになった場合（なっている場合）は福島県土地家屋調査士会に併設されている「境界紛争解決支援センターふくしま」や法務局の「筆界特定制度」をご利用ください。

ご不明な点は左記までお問い合わせください。

■福島県土地家屋調査士会

☎024-534-7829

■福島地方法務局

☎024-534-2045